

**参加
無料**

4年4月から 中小企業もパワハラ防止対策が義務化

パワハラ防止対策を分かり易く 学ぶセミナー

中小企業義務化まで
あと **8か月**
令和3年8月1日

インターネット
受講も可能です



パワハラを放置すると “どえりゃあこと” になります



労働局あっせん



地方裁判所 労働審判



合同労組 団体交渉



裁 判

中小企業も令和4年4月1日からパワハラ防止対策を取ることが義務となります。分かり易く楽しく
労使紛争ワースト1のパワハラについて、ご理解いただき防止する無料セミナーを開催します。

主 催 愛知県下各労働基準協会

愛知・名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾 労働基準協会

労使紛争ワースト1のパワハラ！ 相談体制の整備等の防止対策が義務化されます

1. 中小企業も令和4年4月からパワハラ防止対策が義務化

労働施策総合推進法（別名パワハラ防止法）が改正され、企業には相談体制の整備等のパワハラ防止対策を取ることが必要となりました。

この対策は大企業は令和2年6月から、中小企業は令和4年4月からの義務となります。

中小企業の皆様も、早めに準備を取ることが求められております。



2. パワハラ防止対策！ 何をしないといけないの？

パワハラを防ぐため労働者の相談に応じ、必要な体制を作り様々な対策を行わなければなりません。

1. 方針の明確化と労働者への周知・啓発 社内報掲載 研修 等	2. 行為者への方針・対応を就業規則に規定し周知・啓発 行為者 懲戒処分 出勤停止14日間	3. 相談窓口を決め周知 	4. 相談窓口担当と企業が迅速・適正に対応 	5. 相談者・行為者のプライバシー保護と周知 	6. 相談者の不利益扱い禁止を定め周知・啓発
--	---	-------------------------	----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------

3. パワハラ防止対策！ やらないとどうなるの？

パワハラ行為を放置すると深刻な労使紛争（どえりゃあこと）等となることがあります

1. 労働者からの訴え 賠償請求 最近では在職中の労働者も正式書面で企業への要求を行います	2. 行政指導・企業名公表 行政は指導勧告等ができ、悪質時は企業名を公表します	3. 都道府県労働局紛争調整委員会あつせん・調停 <small>パワハラ件数 6年連続1位</small> 委員会より通知がありパワハラ等の紛争を1回2時間で解決します	4. 地方裁判所労働審判 民事問題を2時間3回で解決。和解金・代理人費用も高額に	5. 合同労組団体交渉 労働のプロ。社外労組（ユニオン）との対峙を余儀なくされます	6. 裁判 賠償額・費用・時間はとんでもないものに。裁判名は被告企業名
--	---	---	--	---	---

「パワハラ防止対策を分かり易く学ぶセミナー」を開催します

愛知県下各労働基準協会では、パワハラ防止対策についての無料セミナーを開催します。パワハラについて分かり易く楽しく学ぶ内容ですので、ぜひともご参加ください。

1. ご案内

●日 時 令和3年9月28日（火） 午後1時30分～午後4時30分

●会 場 ウィルあいち「ホール」 名古屋市東区上豎杉町1

※地下鉄 名城線「市役所」下車2番出口から東へ徒歩10分

●参加費 無 料 ●定 員 400名（全イス指定席です）

新型コロナウイルス感染防止のため会場定員800名の半数です

●対 象 経営者、労務人事担当者、社会保険労務士等の労働専門家

●その他 労働劇等の画像・音声が多少不鮮明となりますが、インターネット受講 も可能です



2. 内 容

パワハラ問題等の講演・企業指導で今最も人気の公認心理師と、企業側の立場で様々な労働問題を解決する凄腕弁護士が講師で、事例を交えてパワハラ問題の対応を解説します。また、単独での対応が難しい企業様のために、労働基準協会が実施するパワハラ防止活動もご紹介します。

(1)労働劇で学ぶ 「パワハラって何？会社は何をすれば良いの？」

講師 フローリッシュ社労士事務所 所長 公認心理師
特定社会保険労務士・シニア産業カウンセラー 新 美 智 美 氏

【講師紹介】

多くの企業からハラスメント等の相談を受け、行政や労働基準協会のハラスメント防止研修、社員研修等の講師を担当。また、労働基準協会のパワハラ等相談代行機関「勤労者労働総合相談センター」のセンター長も務める。労働基準協会が実施する労働劇「まさかパワハラ加害者になるなんて」の脚本・劇中の解説を務め、企業の担当者から好評を得ている。



年間100講演。パワハラ問題で今最も人気の講師です。

労働劇 「パワハラを大事件にしないために」の内容



営業の静岡課長。成果の上がない清水さんを怒鳴ります



総務の相談窓口は全く頼りにならない



清水さんは合同労組(ユニオン)に相談をしその組合員となった



そして会社とユニオンとの激しい団体交渉。会社を揺るがす事態に

(2) “そんな対策できない”と思われた企業様に 「パワハラ防止のための労働基準協会の活動」

講師 一般社団法人 名北労働基準協会 ホワイト企業推進本部長 石 田 和 彦

【ご説明内容】

一つの企業で相談対応等の知識、技能が必要なパワハラ防止対策を行うには限界があります。労働基準協会では、パワハラ等に関する企業の相談、社内研修、相談業務代行、事案解決等の活動を広範囲に行っております。ぜひともご活用ください。



労働劇ではパワハラ上司を演じます

(3)特別講演 「パワハラ事件がこじれると どうなるの？」

講師 宮澤俊夫法律事務所 所長 弁護士 宮 澤 俊 夫 氏

【講師紹介】

金沢大学法学部を卒業し司法試験合格。東京地方検察庁検事に任官し、昭和63年に名古屋法務局訟務部付検事を最後に退官。企業法務を多く手掛ける凄腕弁護士。愛知労働局労災法務専門員・公共調達監視委員会委員長、愛知県仕事と生活の調和推進事業検証委員会委員長、愛知県雇用労働相談センター代表弁護士、愛知県弁護士会民事弁護委員等要職を歴任。愛知県下各労働基準協会が開催する数多くのセミナー・講座の講師を務め、企業側での目線とち密な解説には定評がある。



「何でもパワハラ」に異議を唱える企業側凄腕弁護士です。

令和元年8月 改正法施行直後のセミナーの開催風景



【交通アクセス】

- 地下鉄「市役所」駅 2番出口より東へ徒歩約10分
- 基幹バス「市役所」下車 東へ徒歩約10分
- 有料駐車場あり。(駐車台数に限りがあります)

- 名鉄瀬戸線「東大手」駅 南へ徒歩約8分
- 市バス幹名駅1「市政資料館南」下車 北へ徒歩約5分



申込要領 申込書を各労働基準協会へFAXください。開講1週間前までにお送りする受講票を当日お持ちください。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(公社)愛知労働基準協会	〒460-0008 名古屋市中区栄2-9-26	(052)221-1438	(052)204-1268	愛知県以外の地域
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

パワハラ防止対策を分かり易く学ぶセミナー 申込書

事業場名			TEL	()	—
事業内容			FAX	()	—
所在地	〒				
ご出席者	No	氏名	所属部署・職名	No	氏名
受講方法	会場受講・インターネット受講				
	インターネット受講は10日5日より、視聴が可能となります。視聴パスワードと視聴の手順は、受講お申込み後にお知らせします。視聴可能期間は一週間です。				

会員番号※ No. 記入不要です。※会員番号 名北協会会員のみご記入ください。分からない場合は未記入でも結構です。
 ※個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいた講座の参加者資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行なうことはありません。